

0 0 0 0 1

## 建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者 \_\_\_\_\_

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

代理人 \_\_\_\_\_

行政庁側記入欄			大臣 知事 コード
許可番号	0 1	3	国土交通大臣 知事 許可 (般 - 〇〇) 第 5 10 号 令和 11 13 15 年 月 日
申請の区分	0 2	3	1. 新規 4. 業種追加 7. 業種追加 + 更新 2. 許可換え新規 5. 更新 8. 業種追加 + 更新 3. 業種新規 6. 業種追加 + 更新 9. 業種追加 + 更新
申請年月日	0 3	3 5 7	許可の有効期間の調整 4 (1. する) 2. しない

許可を受けようとする建設業	0 4	土建 大工 左官 石工 電気 工業 鋼筋 補強 板ガラス 塗装 防水 内装 機械 絶縁 通風 井戸 具水消清 解放	(1. 一般) (2. 特定)
申請時において既に許可を受けている建設業	0 5	3 5 10 15 20 25 30 35 40	
商号又は名称のフリガナ	0 6	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40	
商号又は名称	0 7	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	0 8	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40	
代表者又は個人の氏名	0 9	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40 支配人の氏名 _____	
主たる営業所の所在地市区町村コード	1 0	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40 都道府県名 _____ 市区町村名 _____	
主たる営業所の所在地	1 1	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40	
郵便番号	1 2	3 5 6 10 15 20 23 25 30 35 40 電話番号 _____	

ファックス番号 \_\_\_\_\_

法人又は個人の別	1 3	3 (1. 法人) (2. 個人)	資本金額又は出資総額	4 5 10 (千円)	法人番号	13 15 20 25
兼業の有無	1 4	3 (1. 有) (2. 無)	建設業以外に行っている営業の種類			
許可換える区分	1 5	3 (1. 大臣許可→知事許可) (2. 知事許可→大臣許可) (3. 知事許可→他の知事許可)				
大臣 知事 コード	1 6	3	国土交通大臣 知事 許可 (般 - 〇〇) 第 5 10 号 令和 11 13 15 年 月 日			

役員等、営業所及び営業所技術者等（建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。）については別紙による。

連絡先

所属等 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_  
ファックス番号 \_\_\_\_\_

## 役員等の一覧表

令和 年 月 日

1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。

2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

## 営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄		
区	分	項番 3 8 1 1
大臣コード 許可番号 8 2 3 国土交通大臣許可（般-特）第 5 10 号 令和 11 13 月 15 日		

(主たる営業所)

主たる営業所の名稱	フリガナ																								
営業しようとする建設業	8 3	土建	大	左	と	石屋	電管	タ	鋼筋	舗しゆ板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
変更前	3	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	105	110	115	120
	(1. 一般) (2. 特定)																								

(従たる営業所)

従たる営業所の名稱	フリガナ																									
従たる営業所の所在地市区町村コード	8 4	3	5	10	15	20																				
従たる営業所の所在地	23	25	30	35	40																					
内 容	8 5	3	5	10	15	20																				
郵便番号	8 6	3	5	10	15	20																				
営業しようとする建設業	8 7	3	5	10	15	20																				
変更前	8 8	3	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	105	110	115	120
	(1. 一般) (2. 特定)																									

(従たる営業所)

従たる営業所の名稱	フリガナ																									
従たる営業所の所在地市区町村コード	8 4	3	5	10	15	20																				
従たる営業所の所在地	23	25	30	35	40																					
内 容	8 5	3	5	10	15	20																				
郵便番号	8 6	3	5	10	15	20																				
営業しようとする建設業	8 7	3	5	10	15	20																				
変更前	8 8	3	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	105	110	115	120
	(1. 一般) (2. 特定)																									

## 営業所一覧表（更新）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）		営業しようとする建設業	
				特定	一般
営業所の名称	所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	特定	一般	
従たる営業所					

- 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、一般と特定に分けて記載すること。

証紙はり付け欄  
(証紙は消印してはならない。)

## 営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フ リ ガ ナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分

## 工 事 經 歷 書

### (建設工事の種類)

## 工事（税込・税抜）

小計	件	千円	千円	うち元請工事	
				千円	千円

合 計	件	千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円

## 様式第三号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

(用紙A4)

## 直前3年の各事業年度における工事施工金額

(税込・税抜／単位：千円)

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
		工事	工事	工事	工事		
第1期 令和 令和 年月 年月 日から 日まで	元 請	公共					
		民間					
		下請					
		計					
第2期 令和 令和 年月 年月 日から 日まで	元 請	公共					
		民間					
		下請					
		計					
第3期 令和 令和 年月 年月 日から 日まで	元 請	公共					
		民間					
		下請					
		計					
第4期 令和 令和 年月 年月 日から 日まで	元 請	公共					
		民間					
		下請					
		計					
第5期 令和 令和 年月 年月 日から 日まで	元 請	公共					
		民間					
		下請					
		計					
第6期 令和 令和 年月 年月 日から 日まで	元 請	公共					
		民間					
		下請					
		計					
第7期 令和 令和 年月 年月 日から 日まで	元 請	公共					
		民間					
		下請					
		計					

## 記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。  
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大企業にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

#### 様式第四号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

(用紙A4)

令和 年 月 日

## 使 用 人 数

## 記載要領

- 1 この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
  - 2 「使用者」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
  - 3 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

様式第六号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

（用紙A4）

誓 約 書

申 請 者  
譲 受 人  
合併存続法人  
分割承継法人

申 請 者  
譲 受 人  
合併存続法人  
分割承継法人

の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

申 請 者  
譲 受 人  
合併存続法人  
分割承継法人

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

記載要領

申 請 者  
譲 受 人  
合併存続法人  
分割承継法人

申 請 者  
譲 受 人  
合併存続法人  
分割承継法人

「 地方整備局長  
、 北海道開発局長 については不要なものを消すこと  
」 知事」

00002

## 常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に關し、次のとおり第7条第1号イ  $\left\{ \begin{array}{l} (1) \\ (2) \\ (3) \end{array} \right\}$  に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

令和 年 月 日

証明者 \_\_\_\_\_

(2) 下記の者は、許可申請者  $\left\{ \begin{array}{l} \text{の常勤の役員} \\ \text{本 人} \\ \text{の支配人} \end{array} \right\}$  で第7条第1号イ  $\left\{ \begin{array}{l} (1) \\ (2) \\ (3) \end{array} \right\}$  に該当する者であることに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿申請者  
届出者 \_\_\_\_\_

申請又は届出の区分  項番 <sup>3</sup>  
 1  7  (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード  
知事  1  8  3  
許可番号  國土交通大臣許可 (般- ) 第  5  10 号  
令和  11 年  13 月  15 日

記

## ◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ  1  9  3  

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名  2  0  3  5  10  生年月日  13  14  年  16  月  18  日

住所 \_\_\_\_\_

## ◎【変更前】

氏名  2  1  3  5  10  

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日  13  14  年  16  月  18  日

備考

常勤役員等の略歴については、別紙による。

## 常勤役員等の略歴書

現 住 所							
氏 名					生 年 月 日	年 月 日 生	
職 名							
	期 間		従 事 し た 職 務 内 容				
職歴	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
	自	年	月	日			
至	年	月	日				
自	年	月	日				
至	年	月	日				
自	年	月	日				
至	年	月	日				
自	年	月	日				
至	年	月	日				
自	年	月	日				
至	年	月	日				
自	年	月	日				
至	年	月	日				
賞罰	年 月 日			賞 罰 の 内 容			

## 記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書  
(第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号口(1) (2)に掲げる経験を有することを証明します。

### 役 職 名 等

経験年数 年 月から 年 月まで 満年月

## 証明者と被証明者との関係

## 備 考

令和 年 月 日

## 證明者

(2) 下記の者は、許可申請者の常勤の役員  
本 人  
の支 配 人 で第7条第1号口(1)  
(2) に該当する者であることに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事

申請者  
届出者

申 請 又 は 届 分 項 番 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変の年月更日 令和年月日

大臣コード  
知事

許可年月日

許可番号  18  3  国土交通大臣  
知事許可(般特- ) 第  5       10 号  
令和  11  年  13  月  15  日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ  19  <sup>3</sup>

元号〔令和R 平成H 昭和S 大正T 明治M〕

生年月日 13 14 16 18 年月日

住 所

◎【麥 前 更】

氏名  2  1  3   5      10

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕  
生年月日 

13	14	□	年	16	□	月	18	□	日
----	----	---	---	----	---	---	----	---	---

備考

當勤役員等の略歴については、別紙による。

## (第二面)

(用紙A 4)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿申請者  
届出者 \_\_\_\_\_

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証  
明者との関係

備考

申請又は届出の区分    <sup>3</sup> (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード  
知事    <sup>3</sup>  <sup>5</sup>  <sup>10</sup> <sup>15</sup> <sup>13</sup> <sup>11</sup> <sup>12</sup> <sup>14</sup> <sup>16</sup> <sup>17</sup> <sup>18</sup> <sup>19</sup> <sup>20</sup> <sup>21</sup> <sup>22</sup> <sup>23</sup> <sup>24</sup> <sup>25</sup> <sup>26</sup> <sup>27</sup> <sup>28</sup> <sup>29</sup> <sup>30</sup> <sup>31</sup> <sup>32</sup> <sup>33</sup> <sup>34</sup> <sup>35</sup> <sup>36</sup> <sup>37</sup> <sup>38</sup> <sup>39</sup> <sup>40</sup> <sup>41</sup> <sup>42</sup> <sup>43</sup> <sup>44</sup> <sup>45</sup> <sup>46</sup> <sup>47</sup> <sup>48</sup> <sup>49</sup> <sup>50</sup> <sup>51</sup> <sup>52</sup> <sup>53</sup> <sup>54</sup> <sup>55</sup> <sup>56</sup> <sup>57</sup> <sup>58</sup> <sup>59</sup> <sup>60</sup> <sup>61</sup> <sup>62</sup> <sup>63</sup> <sup>64</sup> <sup>65</sup> <sup>66</sup> <sup>67</sup> <sup>68</sup> <sup>69</sup> <sup>70</sup> <sup>71</sup> <sup>72</sup> <sup>73</sup> <sup>74</sup> <sup>75</sup> <sup>76</sup> <sup>77</sup> <sup>78</sup> <sup>79</sup> <sup>80</sup> <sup>81</sup> <sup>82</sup> <sup>83</sup> <sup>84</sup> <sup>85</sup> <sup>86</sup> <sup>87</sup> <sup>88</sup> <sup>89</sup> <sup>90</sup> <sup>91</sup> <sup>92</sup> <sup>93</sup> <sup>94</sup> <sup>95</sup> <sup>96</sup> <sup>97</sup> <sup>98</sup> <sup>99</sup> <sup>100</sup> <sup>101</sup> <sup>102</sup> <sup>103</sup> <sup>104</sup> <sup>105</sup> <sup>106</sup> <sup>107</sup> <sup>108</sup> <sup>109</sup> <sup>110</sup> <sup>111</sup> <sup>112</sup> <sup>113</sup> <sup>114</sup> <sup>115</sup> <sup>116</sup> <sup>117</sup> <sup>118</sup> <sup>119</sup> <sup>120</sup> <sup>121</sup> <sup>122</sup> <sup>123</sup> <sup>124</sup> <sup>125</sup> <sup>126</sup> <sup>127</sup> <sup>128</sup> <sup>129</sup> <sup>130</sup> <sup>131</sup> <sup>132</sup> <sup>133</sup> <sup>134</sup> <sup>135</sup> <sup>136</sup> <sup>137</sup> <sup>138</sup> <sup>139</sup> <sup>140</sup> <sup>141</sup> <sup>142</sup> <sup>143</sup> <sup>144</sup> <sup>145</sup> <sup>146</sup> <sup>147</sup> <sup>148</sup> <sup>149</sup> <sup>150</sup> <sup>151</sup> <sup>152</sup> <sup>153</sup> <sup>154</sup> <sup>155</sup> <sup>156</sup> <sup>157</sup> <sup>158</sup> <sup>159</sup> <sup>160</sup> <sup>161</sup> <sup>162</sup> <sup>163</sup> <sup>164</sup> <sup>165</sup> <sup>166</sup> <sup>167</sup> <sup>168</sup> <sup>169</sup> <sup>170</sup> <sup>171</sup> <sup>172</sup> <sup>173</sup> <sup>174</sup> <sup>175</sup> <sup>176</sup> <sup>177</sup> <sup>178</sup> <sup>179</sup> <sup>180</sup> <sup>181</sup> <sup>182</sup> <sup>183</sup> <sup>184</sup> <sup>185</sup> <sup>186</sup> <sup>187</sup> <sup>188</sup> <sup>189</sup> <sup>190</sup> <sup>191</sup> <sup>192</sup> <sup>193</sup> <sup>194</sup> <sup>195</sup> <sup>196</sup> <sup>197</sup> <sup>198</sup> <sup>199</sup> <sup>200</sup> <sup>201</sup> <sup>202</sup> <sup>203</sup> <sup>204</sup> <sup>205</sup> <sup>206</sup> <sup>207</sup> <sup>208</sup> <sup>209</sup> <sup>210</sup> <sup>211</sup> <sup>212</sup> <sup>213</sup> <sup>214</sup> <sup>215</sup> <sup>216</sup> <sup>217</sup> <sup>218</sup> <sup>219</sup> <sup>220</sup> <sup>221</sup> <sup>222</sup> <sup>223</sup> <sup>224</sup> <sup>225</sup> <sup>226</sup> <sup>227</sup> <sup>228</sup> <sup>229</sup> <sup>230</sup> <sup>231</sup> <sup>232</sup> <sup>233</sup> <sup>234</sup> <sup>235</sup> <sup>236</sup> <sup>237</sup> <sup>238</sup> <sup>239</sup> <sup>240</sup> <sup>241</sup> <sup>242</sup> <sup>243</sup> <sup>244</sup> <sup>245</sup> <sup>246</sup> <sup>247</sup> <sup>248</sup> <sup>249</sup> <sup>250</sup> <sup>251</sup> <sup>252</sup> <sup>253</sup> <sup>254</sup> <sup>255</sup> <sup>256</sup> <sup>257</sup> <sup>258</sup> <sup>259</sup> <sup>260</sup> <sup>261</sup> <sup>262</sup> <sup>263</sup> <sup>264</sup> <sup>265</sup> <sup>266</sup> <sup>267</sup> <sup>268</sup> <sup>269</sup> <sup>270</sup> <sup>271</sup> <sup>272</sup> <sup>273</sup> <sup>274</sup> <sup>275</sup> <sup>276</sup> <sup>277</sup> <sup>278</sup> <sup>279</sup> <sup>280</sup> <sup>281</sup> <sup>282</sup> <sup>283</sup> <sup>284</sup> <sup>285</sup> <sup>286</sup> <sup>287</sup> <sup>288</sup> <sup>289</sup> <sup>290</sup> <sup>291</sup> <sup>292</sup> <sup>293</sup> <sup>294</sup> <sup>295</sup> <sup>296</sup> <sup>297</sup> <sup>298</sup> <sup>299</sup> <sup>300</sup> <sup>301</sup> <sup>302</sup> <sup>303</sup> <sup>304</sup> <sup>305</sup> <sup>306</sup> <sup>307</sup> <sup>308</sup> <sup>309</sup> <sup>310</sup> <sup>311</sup> <sup>312</sup> <sup>313</sup> <sup>314</sup> <sup>315</sup> <sup>316</sup> <sup>317</sup> <sup>318</sup> <sup>319</sup> <sup>320</sup> <sup>321</sup> <sup>322</sup> <sup>323</sup> <sup>324</sup> <sup>325</sup> <sup>326</sup> <sup>327</sup> <sup>328</sup> <sup>329</sup> <sup>330</sup> <sup>331</sup> <sup>332</sup> <sup>333</sup> <sup>334</sup> <sup>335</sup> <sup>336</sup> <sup>337</sup> <sup>338</sup> <sup>339</sup> <sup>340</sup> <sup>341</sup> <sup>342</sup> <sup>343</sup> <sup>344</sup> <sup>345</sup> <sup>346</sup> <sup>347</sup> <sup>348</sup> <sup>349</sup> <sup>350</sup> <sup>351</sup> <sup>352</sup> <sup>353</sup> <sup>354</sup> <sup>355</sup> <sup>356</sup> <sup>357</sup> <sup>358</sup> <sup>359</sup> <sup>360</sup> <sup>361</sup> <sup>362</sup> <sup>363</sup> <sup>364</sup> <sup>365</sup> <sup>366</sup> <sup>367</sup> <sup>368</sup> <sup>369</sup> <sup>370</sup> <sup>371</sup> <sup>372</sup> <sup>373</sup> <sup>374</sup> <sup>375</sup> <sup>376</sup> <sup>377</sup> <sup>378</sup> <sup>379</sup> <sup>380</sup> <sup>381</sup> <sup>382</sup> <sup>383</sup> <sup>384</sup> <sup>385</sup> <sup>386</sup> <sup>387</sup> <sup>388</sup> <sup>389</sup> <sup>390</sup> <sup>391</sup> <sup>392</sup> <sup>393</sup> <sup>394</sup> <sup>395</sup> <sup>396</sup> <sup>397</sup> <sup>398</sup> <sup>399</sup> <sup>400</sup> <sup>401</sup> <sup>402</sup> <sup>403</sup> <sup>404</sup> <sup>405</sup> <sup>406</sup> <sup>407</sup> <sup>408</sup> <sup>409</sup> <sup>410</sup> <sup>411</sup> <sup>412</sup> <sup>413</sup> <sup>414</sup> <sup>415</sup> <sup>416</sup> <sup>417</sup> <sup>418</sup> <sup>419</sup> <sup>420</sup> <sup>421</sup> <sup>422</sup> <sup>423</sup> <sup>424</sup> <sup>425</sup> <sup>426</sup> <sup>427</sup> <sup>428</sup> <sup>429</sup> <sup>430</sup> <sup>431</sup> <sup>432</sup> <sup>433</sup> <sup>434</sup> <sup>435</sup> <sup>436</sup> <sup>437</sup> <sup>438</sup> <sup>439</sup> <sup>440</sup> <sup>441</sup> <sup>442</sup> <sup>443</sup> <sup>444</sup> <sup>445</sup> <sup>446</sup> <sup>447</sup> <sup>448</sup> <sup>449</sup> <sup>450</sup> <sup>451</sup> <sup>452</sup> <sup>453</sup> <sup>454</sup> <sup>455</sup> <sup>456</sup> <sup>457</sup> <sup>458</sup> <sup>459</sup> <sup>460</sup> <sup>461</sup> <sup>462</sup> <sup>463</sup> <sup>464</sup> <sup>465</sup> <sup>466</sup> <sup>467</sup> <sup>468</sup> <sup>469</sup> <sup>470</sup> <sup>471</sup> <sup>472</sup> <sup>473</sup> <sup>474</sup> <sup>475</sup> <sup>476</sup> <sup>477</sup> <sup>478</sup> <sup>479</sup> <sup>480</sup> <sup>481</sup> <sup>482</sup> <sup>483</sup> <sup>484</sup> <sup>485</sup> <sup>486</sup> <sup>487</sup> <sup>488</sup> <sup>489</sup> <sup>490</sup> <sup>491</sup> <sup>492</sup> <sup>493</sup> <sup>494</sup> <sup>495</sup> <sup>496</sup> <sup>497</sup> <sup>498</sup> <sup>499</sup> <sup>500</sup> <sup>501</sup> <sup>502</sup> <sup>503</sup> <sup>504</sup> <sup>505</sup> <sup>506</sup> <sup>507</sup> <sup>508</sup> <sup>509</sup> <sup>510</sup> <sup>511</sup> <sup>512</sup> <sup>513</sup> <sup>514</sup> <sup>515</sup> <sup>516</sup> <sup>517</sup> <sup>518</sup> <sup>519</sup> <sup>520</sup> <sup>521</sup> <sup>522</sup> <sup>523</sup> <sup>524</sup> <sup>525</sup> <sup>526</sup> <sup>527</sup> <sup>528</sup> <sup>529</sup> <sup>530</sup> <sup>531</sup> <sup>532</sup> <sup>533</sup> <sup>534</sup> <sup>535</sup> <sup>536</sup> <sup>537</sup> <sup>538</sup> <sup>539</sup> <sup>540</sup> <sup>541</sup> <sup>542</sup> <sup>543</sup> <sup>544</sup> <sup>545</sup> <sup>546</sup> <sup>547</sup> <sup>548</sup> <sup>549</sup> <sup>550</sup> <sup>551</sup> <sup>552</sup> <sup>553</sup> <sup>554</sup> <sup>555</sup> <sup>556</sup> <sup>557</sup> <sup>558</sup> <sup>559</sup> <sup>560</sup> <sup>561</sup> <sup>562</sup> <sup>563</sup> <sup>564</sup> <sup>565</sup> <sup>566</sup> <sup>567</sup> <sup>568</sup> <sup>569</sup> <sup>570</sup> <sup>571</sup> <sup>572</sup> <sup>573</sup> <sup>574</sup> <sup>575</sup> <sup>576</sup> <sup>577</sup> <sup>578</sup> <sup>579</sup> <sup>580</sup> <sup>581</sup> <sup>582</sup> <sup>583</sup> <sup>584</sup> <sup>585</sup> <sup>586</sup> <sup>587</sup> <sup>588</sup> <sup>589</sup> <sup>590</sup> <sup>591</sup> <sup>592</sup> <sup>593</sup> <sup>594</sup> <sup>595</sup> <sup>596</sup> <sup>597</sup> <sup>598</sup> <sup>599</sup> <sup>600</sup> <sup>601</sup> <sup>602</sup> <sup>603</sup> <sup>604</sup> <sup>605</sup> <sup>606</sup> <sup>607</sup> <sup>608</sup> <sup>609</sup> <sup>610</sup> <sup>611</sup> <sup>612</sup> <sup>613</sup> <sup>614</sup> <sup>615</sup> <sup>616</sup> <sup>617</sup> <sup>618</sup> <sup>619</sup> <sup>620</sup> <sup>621</sup> <sup>622</sup> <sup>623</sup> <sup>624</sup> <sup>625</sup> <sup>626</sup> <sup>627</sup> <sup>628</sup> <sup>629</sup> <sup>630</sup> <sup>631</sup> <sup>632</sup> <sup>633</sup> <sup>634</sup> <sup>635</sup> <sup>636</sup> <sup>637</sup> <sup>638</sup> <sup>639</sup> <sup>640</sup> <sup>641</sup> <sup>642</sup> <sup>643</sup> <sup>644</sup> <sup>645</sup> <sup>646</sup> <sup>647</sup> <sup>648</sup> <sup>649</sup> <sup>650</sup> <sup>651</sup> <sup>652</sup> <sup>653</sup> <sup>654</sup> <sup>655</sup> <sup>656</sup> <sup>657</sup> <sup>658</sup> <sup>659</sup> <sup>660</sup> <sup>661</sup> <sup>662</sup> <sup>663</sup> <sup>664</sup> <sup>665</sup> <sup>666</sup> <sup>667</sup> <sup>668</sup> <sup>669</sup> <sup>670</sup> <sup>671</sup> <sup>672</sup> <sup>673</sup> <sup>674</sup> <sup>675</sup> <sup>676</sup> <sup>677</sup> <sup>678</sup> <sup>679</sup> <sup>680</sup> <sup>681</sup> <sup>682</sup> <sup>683</sup> <sup>684</sup> <sup>685</sup> <sup>686</sup> <sup>687</sup> <sup>688</sup> <sup>689</sup> <sup>690</sup> <sup>691</sup> <sup>692</sup> <sup>693</sup> <sup>694</sup> <sup>695</sup> <sup>696</sup> <sup>697</sup> <sup>698</sup> <sup>699</sup> <sup>700</sup> <sup>701</sup> <sup>702</sup> <sup>703</sup> <sup>704</sup> <sup>705</sup> <sup>706</sup> <sup>707</sup> <sup>708</sup> <sup>709</sup> <sup>710</sup> <sup>711</sup> <sup>712</sup> <sup>713</sup> <sup>714</sup> <sup>715</sup> <sup>716</sup> <sup>717</sup> <sup>718</sup> <sup>719</sup> <sup>720</sup> <sup>721</sup> <sup>722</sup> <sup>723</sup> <sup>724</sup> <sup>725</sup> <sup>726</sup> <sup>727</sup> <sup>728</sup> <sup>729</sup> <sup>730</sup> <sup>731</sup> <sup>732</sup> <sup>733</sup> <sup>734</sup> <sup>735</sup> <sup>736</sup> <sup>737</sup> <sup>738</sup> <sup>739</sup> <sup>740</sup> <sup>741</sup> <sup>742</sup> <sup>743</sup> <sup>744</sup> <sup>745</sup> <sup>746</sup> <sup>747</sup> <sup>748</sup> <sup>749</sup> <sup>750</sup> <sup>751</sup> <sup>752</sup> <sup>753</sup> <sup>754</sup> <sup>755</sup> <sup>756</sup> <sup>757</sup> <sup>758</sup> <sup>759</sup> <sup>760</sup> <sup>761</sup> <sup>762</sup> <sup>763</sup> <sup>764</sup> <sup>765</sup> <sup>766</sup> <sup>767</sup> <sup>768</sup> <sup>769</sup> <sup>770</sup> <sup>771</sup> <sup>772</sup> <sup>773</sup> <sup>774</sup> <sup>775</sup> <sup>776</sup> <sup>777</sup> <sup>778</sup> <sup>779</sup> <sup>780</sup> <sup>781</sup> <sup>782</sup> <sup>783</sup> <sup>784</sup> <sup>785</sup> <sup>786</sup> <sup>787</sup> <sup>788</sup> <sup>789</sup> <sup>790</sup> <sup>791</sup> <sup>792</sup> <sup>793</sup> <sup>794</sup> <sup>795</sup> <sup>796</sup> <sup>797</sup> <sup>798</sup> <sup>799</sup> <sup>800</sup> <sup>801</sup> <sup>802</sup> <sup>803</sup> <sup>804</sup> <sup>805</sup> <sup>806</sup> <sup>807</sup> <sup>808</sup> <sup>809</sup> <sup>810</sup> <sup>811</sup> <sup>812</sup> <sup>813</sup> <sup>814</sup> <sup>815</sup> <sup>816</sup> <sup>817</sup> <sup>818</sup> <sup>819</sup> <sup>820</sup> <sup>821</sup> <sup>822</sup> <sup>823</sup> <sup>824</sup> <sup>825</sup> <sup>826</sup> <sup>827</sup> <sup>828</sup> <sup>829</sup> <sup>830</sup> <sup>831</sup> <sup>832</sup> <sup>833</sup> <sup>834</sup> <sup>835</sup> <sup>836</sup> <sup>837</sup> <sup>838</sup> <sup>839</sup> <sup>840</sup> <sup>841</sup> <sup>842</sup> <sup>843</sup> <sup>844</sup> <sup>845</sup> <sup>846</sup> <sup>847</sup> <sup>848</sup> <sup>849</sup> <sup>850</sup> <sup>851</sup> <sup>852</sup> <sup>853</sup> <sup>854</sup> <sup>855</sup> <sup>856</sup> <sup>857</sup> <sup>858</sup> <sup>859</sup> <sup>860</sup> <sup>861</sup> <sup>862</sup> <sup>863</sup> <sup>864</sup> <sup>865</sup> <sup>866</sup> <sup>867</sup> <sup>868</sup> <sup>869</sup> <sup>870</sup> <sup>871</sup> <sup>872</sup> <sup>873</sup> <sup>874</sup> <sup>875</sup> <sup>876</sup> <sup>877</sup> <sup>878</sup> <sup>879</sup> <sup>880</sup> <sup>881</sup> <sup>882</sup> <sup>883</sup> <sup>884</sup> <sup>885</sup> <sup>886</sup> <sup>887</sup> <sup>888</sup> <sup>889</sup> <sup>890</sup> <sup>891</sup> <sup>892</sup> <sup>893</sup> <sup>894</sup> <sup>895</sup> <sup>896</sup> <sup>897</sup> <sup>898</sup> <sup>899</sup> <sup>900</sup> <sup>901</sup> <sup>902</sup> <sup>903</sup> <sup>904</sup> <sup>905</sup> <sup>906</sup> <sup>907</sup> <sup>908</sup> <sup>909</sup> <sup>910</sup> <sup>911</sup> <sup>912</sup> <sup>913</sup> <sup>914</sup> <sup>915</sup> <sup>916</sup> <sup>917</sup> <sup>918</sup> <sup>919</sup> <sup>920</sup> <sup>921</sup> <sup>922</sup> <sup>923</sup> <sup>924</sup> <sup>925</sup> <sup>926</sup> <sup>927</sup> <sup>928</sup> <sup>929</sup> <sup>930</sup> <sup>931</sup> <sup>932</sup> <sup>933</sup> <sup>934</sup> <sup>935</sup> <sup>936</sup> <sup>937</sup> <sup>938</sup> <sup>939</sup> <sup>940</sup> <sup>941</sup> <sup>942</sup> <sup>943</sup> <sup>944</sup> <sup>945</sup> <sup>946</sup> <sup>947</sup> <sup>948</sup> <sup>949</sup> <sup>950</sup> <sup>951</sup> <sup>952</sup> <sup>953</sup> <sup>954</sup> <sup>955</sup> <sup>956</sup> <sup>957</sup> <sup>958</sup> <sup>959</sup> <sup>960</sup> <sup>961</sup> <sup>962</sup> <sup>963</sup> <sup>964</sup> <sup>965</sup> <sup>966</sup> <sup>967</sup> <sup>968</sup> <sup>969</sup> <sup>970</sup> <sup>971</sup> <sup>972</sup> <sup>973</sup> <sup>974</sup> <sup>975</sup> <sup>976</sup> <sup>977</sup> <sup>978</sup> <sup>979</sup> <sup>980</sup> <sup>981</sup> <sup>982</sup> <sup>983</sup> <sup>984</sup> <sup>985</sup> <sup>986</sup> <sup>987</sup> <sup>988</sup> <sup>989</sup> <sup>990</sup> <sup>991</sup> <sup>992</sup> <sup>993</sup> <sup>994</sup> <sup>995</sup> <sup>996</sup> <sup>997</sup> <sup>998</sup> <sup>999</sup> <sup>1000</sup> <sup>1001</sup> <sup>1002</sup> <sup>1003</sup> <sup>1004</sup> <sup>1005</sup> <sup>1006</sup> <sup>1007</sup> <sup>1008</sup> <sup>1009</sup> <sup>1010</sup> <sup>1011</sup> <sup>1012</sup> <sup>1013</sup> <sup>1014</sup> <sup>1015</sup> <sup>1016</sup> <sup>1017</sup> <sup>1018</sup> <sup>1019</sup> <sup>1020</sup> <sup>1021</sup> <sup>1022</sup> <sup>1023</sup> <sup>1024</sup> <sup>1025</sup> <sup>1026</sup> <sup>1027</sup> <sup>1028</sup> <sup>1029</sup> <sup>1030</sup> <sup>1031</sup> <sup>1032</sup> <sup>1033</sup> <sup>1034</sup> <sup>1035</sup> <sup>1036</sup> <sup>1037</sup> <sup>1038</sup> <sup>1039</sup> <sup>1040</sup> <sup>1041</sup> <sup>1042</sup> <sup>1043</sup> <sup>1044</sup> <sup>1045</sup> <sup>1046</sup> <sup>1047</sup> <sup>1048</sup> <sup>1049</sup> <sup>1050</sup> <sup>1051</sup> <sup>1052</sup> <sup>1053</sup> <sup>1054</sup> <sup>1055</sup> <sup>1056</sup> <sup>1057</sup> <sup>1058</sup> <sup>1059</sup> <sup>1060</sup> <sup>1061</sup> <sup>1062</sup> <sup>1063</sup> <sup>1064</sup> <sup>1065</sup> <sup>1066</sup> <sup>1067</sup> <sup>1068</sup> <sup>1069</sup> <sup>1070</sup> <sup>1071</sup> <sup>1072</sup> <sup>1073</sup> <sup>1074</sup> <sup>1075</sup> <sup>1076</sup> <sup>1077</sup> <sup>1078</sup> <sup>1079</sup> <sup>1080</sup> <sup>1081</sup> <sup>1082</sup> <sup>1083</sup> <sup>1084</sup> <sup>1085</sup> <sup>1086</sup> <sup>1087</sup> <sup>1088</sup> <sup>1089</sup> <sup>1090</sup> <sup>1091</sup> <sup>1092</sup> <sup>1093</sup> <sup>1094</sup> <sup>1095</sup> <sup>1096</sup> <sup>1097</sup> <sup>1098</sup> <sup>1099</sup> <sup>1100</sup> <sup>1101</sup> <sup>1102</sup> <sup>1103</sup> <sup>1104</sup> <sup>1105</sup> <sup>1106</sup> <sup>1107</sup> <sup>1108</sup> <sup>1109</sup> <sup>1110</sup> <sup>1111</sup> <sup>1112</sup> <sup>1113</sup> <sup>1114</sup> <sup>1115</sup> <sup>1116</sup> <sup>1117</sup> <sup>1118</sup> <sup>1119</sup> <sup>1120</sup> <sup>1121</sup> <sup>1122</sup> <sup>1123</sup> <sup>1124</sup> <sup>1125</sup> <sup>1126</sup> <sup>1127</sup> <sup>1128</sup> <sup>1129</sup> <sup>1130</sup> <sup>1131</sup> <sup>1132</sup> <sup>1133</sup> <sup>1134</sup> <sup>1135</sup> <sup>1136</sup> <sup>1137</sup> <sup>1138</sup> <sup>1139</sup> <sup>1140</sup> <sup>1141</sup> <sup>1142</sup> <sup>1143</sup> <sup>1144</sup> <sup>1145</sup> <sup>1146</sup> <sup>1147</sup> <sup>1148</sup> <sup>1149</sup> <sup>1150</sup> <sup>1151</sup> <sup>1152</sup> <sup>1153</sup> <sup>1154</sup> <sup>1155</sup> <sup>1156</sup> <sup>1157</sup> <sup>1158</sup> <sup>1159</sup> <sup>1160</sup> <sup>1161</sup> <sup>1162</sup> <sup>1163</sup> <sup>1164</sup> <sup>1165</sup> <sup>1166</sup> <sup>1167</sup> <sup>1168</sup> <sup>116</sup>

## (第三面)

(用紙A 4)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

申請者  
届出者

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証  
明者との関係

備考

申請又は届出の区分  2  7  3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード  
知事番号  2  3  3  
許可番号  2  3  3  3  
国土交通大臣許可(般特- ) 第  5  10 号 令和  11  13  15 年  月  日

記

## ◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ	<input type="text"/> 2 <input type="text"/> 8 <input type="text"/> 3 <input type="text"/> 3	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名	<input type="text"/> 2 <input type="text"/> 9 <input type="text"/> 3 <input type="text"/> 5 <input type="text"/> 10 <input type="text"/> 10	生年月日 <input type="text"/> 13 <input type="text"/> 14 <input type="text"/> 16 <input type="text"/> 18 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
住所	<hr/>	

## ◎【変更前】

氏名	<input type="text"/> 3 <input type="text"/> 0 <input type="text"/> 3 <input type="text"/> 5 <input type="text"/> 10 <input type="text"/> 10	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
		生年月日 <input type="text"/> 13 <input type="text"/> 14 <input type="text"/> 16 <input type="text"/> 18 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

## (第四面)

(用紙A 4)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

申請者  
届出者

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証  
明者との関係

備考

申請又は届出の区分    <sup>3</sup>   (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード  
知事   <sup>3</sup>    <sup>5</sup>     <sup>10</sup>  <sup>11</sup>   <sup>13</sup>   <sup>15</sup>   <sup>18</sup>   <sup>20</sup>   <sup>22</sup>   <sup>24</sup>   <sup>26</sup>   <sup>28</sup>   <sup>30</sup>   <sup>32</sup>   <sup>34</sup>   <sup>36</sup>   <sup>38</sup>   <sup>40</sup>   <sup>42</sup>   <sup>44</sup>   <sup>46</sup>   <sup>48</sup>   <sup>50</sup>   <sup>52</sup>   <sup>54</sup>   <sup>56</sup>   <sup>58</sup>   <sup>60</sup>   <sup>62</sup>   <sup>64</sup>   <sup>66</sup>   <sup>68</sup>   <sup>70</sup>   <sup>72</sup>   <sup>74</sup>   <sup>76</sup>   <sup>78</sup>   <sup>80</sup>   <sup>82</sup>   <sup>84</sup>   <sup>86</sup>   <sup>88</sup>   <sup>90</sup>   <sup>92</sup>   <sup>94</sup>   <sup>96</sup>   <sup>98</sup>   <sup>100</sup>   <sup>102</sup>   <sup>104</sup>   <sup>106</sup>   <sup>108</sup>   <sup>110</sup>   <sup>112</sup>   <sup>114</sup>   <sup>116</sup>   <sup>118</sup>   <sup>120</sup>   <sup>122</sup>   <sup>124</sup>   <sup>126</sup>   <sup>128</sup>   <sup>130</sup>   <sup>132</sup>   <sup>134</sup>   <sup>136</sup>   <sup>138</sup>   <sup>140</sup>   <sup>142</sup>   <sup>144</sup>   <sup>146</sup>   <sup>148</sup>   <sup>150</sup>   <sup>152</sup>   <sup>154</sup>   <sup>156</sup>   <sup>158</sup>   <sup>160</sup>   <sup>162</sup>   <sup>164</sup>   <sup>166</sup>   <sup>168</sup>   <sup>170</sup>   <sup>172</sup>   <sup>174</sup>   <sup>176</sup>   <sup>178</sup>   <sup>180</sup>   <sup>182</sup>   <sup>184</sup>   <sup>186</sup>   <sup>188</sup>   <sup>190</sup>   <sup>192</sup>   <sup>194</sup>   <sup>196</sup>   <sup>198</sup>   <sup>200</sup>   <sup>202</sup>   <sup>204</sup>   <sup>206</sup>   <sup>208</sup>   <sup>210</sup>   <sup>212</sup>   <sup>214</sup>   <sup>216</sup>   <sup>218</sup>   <sup>220</sup>   <sup>222</sup>   <sup>224</sup>   <sup>226</sup>   <sup>228</sup>   <sup>230</sup>   <sup>232</sup>   <sup>234</sup>   <sup>236</sup>   <sup>238</sup>   <sup>240</sup>   <sup>242</sup>   <sup>244</sup>   <sup>246</sup>   <sup>248</sup>   <sup>250</sup>   <sup>252</sup>   <sup>254</sup>   <sup>256</sup>   <sup>258</sup>   <sup>260</sup>   <sup>262</sup>   <sup>264</sup>   <sup>266</sup>   <sup>268</sup>   <sup>270</sup>   <sup>272</sup>   <sup>274</sup>   <sup>276</sup>   <sup>278</sup>   <sup>280</sup>   <sup>282</sup>   <sup>284</sup>   <sup>286</sup>   <sup>288</sup>   <sup>290</sup>   <sup>292</sup>   <sup>294</sup>   <sup>296</sup>   <sup>298</sup>   <sup>300</sup>   <sup>302</sup>   <sup>304</sup>   <sup>306</sup>   <sup>308</sup>   <sup>310</sup>   <sup>312</sup>   <sup>314</sup>   <sup>316</sup>   <sup>318</sup>   <sup>320</sup>   <sup>322</sup>   <sup>324</sup>   <sup>326</sup>   <sup>328</sup>   <sup>330</sup>   <sup>332</sup>   <sup>334</sup>   <sup>336</sup>   <sup>338</sup>   <sup>340</sup>   <sup>342</sup>   <sup>344</sup>   <sup>346</sup>   <sup>348</sup>   <sup>350</sup>   <sup>352</sup>   <sup>354</sup>   <sup>356</sup>   <sup>358</sup>   <sup>360</sup>   <sup>362</sup>   <sup>364</sup>   <sup>366</sup>   <sup>368</sup>   <sup>370</sup>   <sup>372</sup>   <sup>374</sup>   <sup>376</sup>   <sup>378</sup>   <sup>380</sup>   <sup>382</sup>   <sup>384</sup>   <sup>386</sup>   <sup>388</sup>   <sup>390</sup>   <sup>392</sup>   <sup>394</sup>   <sup>396</sup>   <sup>398</sup>   <sup>400</sup>   <sup>402</sup>   <sup>404</sup>   <sup>406</sup>   <sup>408</sup>   <sup>410</sup>   <sup>412</sup>   <sup>414</sup>   <sup>416</sup>   <sup>418</sup>   <sup>420</sup>   <sup>422</sup>   <sup>424</sup>   <sup>426</sup>   <sup>428</sup>   <sup>430</sup>   <sup>432</sup>   <sup>434</sup>   <sup>436</sup>   <sup>438</sup>   <sup>440</sup>   <sup>442</sup>   <sup>444</sup>   <sup>446</sup>   <sup>448</sup>   <sup>450</sup>   <sup>452</sup>   <sup>454</sup>   <sup>456</sup>   <sup>458</sup>   <sup>460</sup>   <sup>462</sup>   <sup>464</sup>   <sup>466</sup>   <sup>468</sup>   <sup>470</sup>   <sup>472</sup>   <sup>474</sup>   <sup>476</sup>   <sup>478</sup>   <sup>480</sup>   <sup>482</sup>   <sup>484</sup>   <sup>486</sup>   <sup>488</sup>   <sup>490</sup>   <sup>492</sup>   <sup>494</sup>   <sup>496</sup>   <sup>498</sup>   <sup>500</sup>   <sup>502</sup>   <sup>504</sup>   <sup>506</sup>   <sup>508</sup>   <sup>510</sup>   <sup>512</sup>   <sup>514</sup>   <sup>516</sup>   <sup>518</sup>   <sup>520</sup>   <sup>522</sup>   <sup>524</sup>   <sup>526</sup>   <sup>528</sup>   <sup>530</sup>   <sup>532</sup>   <sup>534</sup>   <sup>536</sup>   <sup>538</sup>   <sup>540</sup>   <sup>542</sup>   <sup>544</sup>   <sup>546</sup>   <sup>548</sup>   <sup>550</sup>   <sup>552</sup>   <sup>554</sup>   <sup>556</sup>   <sup>558</sup>   <sup>560</sup>   <sup>562</sup>   <sup>564</sup>   <sup>566</sup>   <sup>568</sup>   <sup>570</sup>   <sup>572</sup>   <sup>574</sup>   <sup>576</sup>   <sup>578</sup>   <sup>580</sup>   <sup>582</sup>   <sup>584</sup>   <sup>586</sup>   <sup>588</sup>   <sup>590</sup>   <sup>592</sup>   <sup>594</sup>   <sup>596</sup>   <sup>598</sup>   <sup>600</sup>   <sup>602</sup>   <sup>604</sup>   <sup>606</sup>   <sup>608</sup>   <sup>610</sup>   <sup>612</sup>   <sup>614</sup>   <sup>616</sup>   <sup>618</sup>   <sup>620</sup>   <sup>622</sup>   <sup>624</sup>   <sup>626</sup>   <sup>628</sup>   <sup>630</sup>   <sup>632</sup>   <sup>634</sup>   <sup>636</sup>   <sup>638</sup>   <sup>640</sup>   <sup>642</sup>   <sup>644</sup>   <sup>646</sup>   <sup>648</sup>   <sup>650</sup>   <sup>652</sup>   <sup>654</sup>   <sup>656</sup>   <sup>658</sup>   <sup>660</sup>   <sup>662</sup>   <sup>664</sup>   <sup>666</sup>   <sup>668</sup>   <sup>670</sup>   <sup>672</sup>   <sup>674</sup>   <sup>676</sup>   <sup>678</sup>   <sup>680</sup>   <sup>682</sup>   <sup>684</sup>   <sup>686</sup>   <sup>688</sup>   <sup>690</sup>   <sup>692</sup>   <sup>694</sup>   <sup>696</sup>   <sup>698</sup>   <sup>700</sup>   <sup>702</sup>   <sup>704</sup>   <sup>706</sup>   <sup>708</sup>   <sup>710</sup>   <sup>712</sup>   <sup>714</sup>   <sup>716</sup>   <sup>718</sup>   <sup>720</sup>   <sup>722</sup>   <sup>724</sup>   <sup>726</sup>   <sup>728</sup>   <sup>730</sup>   <sup>732</sup>   <sup>734</sup>   <sup>736</sup>   <sup>738</sup>   <sup>740</sup>   <sup>742</sup>   <sup>744</sup>   <sup>746</sup>   <sup>748</sup>   <sup>750</sup>   <sup>752</sup>   <sup>754</sup>   <sup>756</sup>   <sup>758</sup>   <sup>760</sup>   <sup>762</sup>   <sup>764</sup>   <sup>766</sup>   <sup>768</sup>   <sup>770</sup>   <sup>772</sup>   <sup>774</sup>   <sup>776</sup>   <sup>778</sup>   <sup>780</sup>   <sup>782</sup>   <sup>784</sup>   <sup>786</sup>   <sup>788</sup>   <sup>790</sup>   <sup>792</sup>   <sup>794</sup>   <sup>796</sup>   <sup>798</sup>   <sup>800</sup>   <sup>802</sup>   <sup>804</sup>   <sup>806</sup>   <sup>808</sup>   <sup>810</sup>   <sup>812</sup>   <sup>814</sup>   <sup>816</sup>   <sup>818</sup>   <sup>820</sup>   <sup>822</sup>   <sup>824</sup>   <sup>826</sup>   <sup>828</sup>   <sup>830</sup>   <sup>832</sup>   <sup>834</sup>   <sup>836</sup>   <sup>838</sup>   <sup>840</sup>   <sup>842</sup>   <sup>844</sup>   <sup>846</sup>   <sup>848</sup>   <sup>850</sup>   <sup>852</sup>   <sup>854</sup>   <sup>856</sup>   <sup>858</sup>   <sup>860</sup>   <sup>862</sup>   <sup>864</sup>   <sup>866</sup>   <sup>868</sup>   <sup>870</sup>   <sup>872</sup>   <sup>874</sup>   <sup>876</sup>   <sup>878</sup>   <sup>880</sup>   <sup>882</sup>   <sup>884</sup>   <sup>886</sup>   <sup>888</sup>   <sup>890</sup>   <sup>892</sup>   <sup>894</sup>   <sup>896</sup>   <sup>898</sup>   <sup>900</sup>   <sup>902</sup>   <sup>904</sup>   <sup>906</sup>   <sup>908</sup>   <sup>910</sup>   <sup>912</sup>   <sup>914</sup>   <sup>916</sup>   <sup>918</sup>   <sup>920</sup>   <sup>922</sup>   <sup>924</sup>   <sup>926</sup>   <sup>928</sup>   <sup>930</sup>   <sup>932</sup>   <sup>934</sup>   <sup>936</sup>   <sup>938</sup>   <sup>940</sup>   <sup>942</sup>   <sup>944</sup>   <sup>946</sup>   <sup>948</sup>   <sup>950</sup>   <sup>952</sup>   <sup>954</sup>   <sup>956</sup>   <sup>958</sup>   <sup>960</sup>   <sup>962</sup>   <sup>964</sup>   <sup>966</sup>   <sup>968</sup>   <sup>970</sup>   <sup>972</sup>   <sup>974</sup>   <sup>976</sup>   <sup>978</sup>   <sup>980</sup>   <sup>982</sup>   <sup>984</sup>   <sup>986</sup>   <sup>988</sup>   <sup>990</sup>   <sup>992</sup>   <sup>994</sup>   <sup>996</sup>   <sup>998</sup>   <sup>1000</sup>

元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]

## 常勤役員等の略歴書

## 記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

## 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現 住 所			
氏 名		生 年 月 日	年 月 日 生
職 名			
	期 間	従 事 し た 職 務 内 容	
職歴	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
		年 月 日	賞 罰 の 内 容
賞			
罰			
上記のとおり相違ありません。			
令和 年 月 日			氏 名

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

## 健 康 保 険 等 の 加 入 状 況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。  
 (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出します。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿申請者  
届出者 \_\_\_\_\_許可番号 国土交通大臣許可（般特—）第 \_\_\_\_\_ 号 許可年月日  
知事

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	( 人 人 )				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	( 人 人 )				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	( 人 人 )				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	( 人 人 )				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	( 人 人 )					

## 営業所技術者等証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、  
 {建設業法第7条第2号　建設業法第15条第2号}に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

令和　年　月　日

地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿	申請者 届出者	
区 分	項目番号 6 1 3 大臣 知事 コード	1. 新規許可 2. 営業所技術者等の担当業種 等 又は有資格区分の変更 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等が置かれる 交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる 営業所のみの変更
許 可 番 号	6 2 3 国土交通大臣 知事 許可 (般一〇〇) 第 5 10 号	許可年月日 令和 11 13 15 年 月 日
記		
氏 名	項目番号 6 3 5 10 15 20 3 5 10 15 20 25 6 4 1 2 3 4 5 6 7 8 1 2 3 4 5 6 7 8 6 5 3 5 7 9 11 13 15 17 3 5 7 9 11 13 15 17	フリガナ 士建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 15 18 20 年 月 日
今後担当する建設工事の種類		
現在担当している建設工事の種類		
有資格区分		
変更、追加又は削除の年月日	令和　年　月　日	
営業所技術者等の住所	営業所の名称 (旧所属)	
営業所の名称 (新所属)		
氏 名	項目番号 6 3 5 10 15 20 3 5 10 15 20 25 6 4 1 2 3 4 5 6 7 8 1 2 3 4 5 6 7 8 6 5 3 5 7 9 11 13 15 17 3 5 7 9 11 13 15 17	フリガナ 士建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 15 18 20 年 月 日
今後担当する建設工事の種類		
現在担当している建設工事の種類		
有資格区分		
変更、追加又は削除の年月日	令和　年　月　日	
営業所技術者等の住所	営業所の名称 (旧所属)	
営業所の名称 (新所属)		
氏 名	項目番号 6 3 5 10 15 20 3 5 10 15 20 25 6 4 1 2 3 4 5 6 7 8 1 2 3 4 5 6 7 8 6 5 3 5 7 9 11 13 15 17 3 5 7 9 11 13 15 17	フリガナ 士建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 15 18 20 年 月 日
今後担当する建設工事の種類		
現在担当している建設工事の種類		
有資格区分		
変更、追加又は削除の年月日	令和　年　月　日	
営業所技術者等の住所	営業所の名称 (旧所属)	
営業所の名称 (新所属)		

## 実務経験証明書

下記の者は、

工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

証明者 \_\_\_\_\_

被証明者との関係 \_\_\_\_\_

記

技術者の氏名	生年月日	使用された期間	年月から	年月まで
使用者の商号 又は名称				
職名	実務経験の内容	実務経験年数		
		年月から	年月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由		合計満年月		

## 記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。

## 指導監督的実務経験証明書

下記の者は、

工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

証 明 者 \_\_\_\_\_

被証明者との関係 \_\_\_\_\_

記

技術者 の 氏 名			生 年 月 日		使 用 さ れ た 期 間	年 月 か ら		
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称						年 月 ま で		
発 注 者 名	請負代金の額	職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数		
	千円					年 月 か ら	年 月 ま で	
	千円					年 月 か ら	年 月 ま で	
	千円					年 月 か ら	年 月 ま で	
	千円					年 月 か ら	年 月 ま で	
	千円					年 月 か ら	年 月 ま で	
	千円					年 月 か ら	年 月 ま で	
	千円					年 月 か ら	年 月 ま で	
	千円					年 月 か ら	年 月 ま で	
	千円					年 月 か ら	年 月 ま で	
	千円					年 月 か ら	年 月 ま で	
	千円					年 月 か ら	年 月 ま で	
	千円					年 月 か ら	年 月 ま で	
	千円					年 月 か ら	年 月 ま で	
	千円					年 月 か ら	年 月 ま で	
	千円					年 月 か ら	年 月 ま で	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由					合計	満 年	月	

## 記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

# 一覽表の使用規定に関する令第3条に係る規定

令和 年 月 日

許可申請者 
$$\begin{pmatrix} \text{法} & \text{人} & \text{の} & \text{役} & \text{員} & \text{等} \\ \text{本} & & & & & \text{人} \\ \text{法} & \text{定} & \text{代} & \text{理} & \text{人} & \\ \text{法} & \text{定} & \text{代} & \text{理} & \text{人} & \end{pmatrix}$$
 の住所、生年月日等に関する調書

法定代理人の役員等

住 所						
氏 名				生 年 月 日	年 月 日 生	
役 名 等						
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容				
上記のとおり相違ありません。						
令和 年 月 日			氏 名			

## 記載要領

- 「
$$\begin{pmatrix} \text{法} & \text{人} & \text{の} & \text{役} & \text{員} & \text{等} \\ \text{本} & & & & & \text{人} \\ \text{法} & \text{定} & \text{代} & \text{理} & \text{人} & \\ \text{法} & \text{定} & \text{代} & \text{理} & \text{人} & \end{pmatrix}$$
」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

## 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所			
氏 名		生 年 月 日	年 月 日 生
営 業 所 名			
職 名			
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。			
令和 年 月 日		氏 名	

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

株 主 (出 資 者) 調 書

## 記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

貸 借 対 照 表

令和 年 月 日 現在

(会社名) \_\_\_\_\_

資 産 の 部

I 流 動 資 産 千円

現金預金	-----
受取手形	-----
完工工事未収入金	-----
有価証券	-----
未成工事支出金	-----
材料貯蔵品	-----
短期貸付金	-----
前払費用	-----
その他	-----
貸倒引当金	△_____
流動資産合計	-----

II 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

建物・構築物	-----
減価償却累計額	△_____
機械・運搬具	-----
減価償却累計額	△_____
工具器具・備品	-----
減価償却累計額	△_____
土地	-----
リース資産	-----
減価償却累計額	△_____
建設仮勘定	-----
その他	-----
減価償却累計額	△_____
有形固定資産合計	-----

(2) 無形固定資産

特許権	-----
借地権	-----
のれん	-----

リース資産  
その他  
無形固定資産合計

(3) 投資その他の資産

投資有価証券  
関係会社株式・関係会社出資金  
長期貸付金  
破産更生債権等  
長期前払費用  
繰延税金資産  
その他  
貸倒引当金  
△  
投資その他の資産合計  
固定資産合計

III 繰 延 資 産

創立費  
開業費  
株式交付費  
社債発行費  
開発費  
△  
繰延資産合計  
資産合計

負 債 の 部

I 流 動 負 債

支払手形  
工事未払金  
短期借入金  
リース債務  
未払金  
未払費用  
未払法人税等  
未成工事受入金  
預り金  
前受収益  
引当金  
その他  
△  
流動負債合計

## II 固定負債

社債	-----
長期借入金	-----
リース債務	-----
繰延税金負債	-----
引当金	-----
負のれん	-----
その他	-----
固定負債合計	-----
負債合計	-----

## 純資産の部

### I 株主資本

(1) 資本金	-----
(2) 新株式申込証拠金	-----
(3) 資本剰余金	-----
資本準備金	-----
その他資本剰余金	-----
資本剰余金合計	-----
(4) 利益剰余金	-----
利益準備金	-----
その他利益剰余金	-----
準備金	-----
積立金	-----
繰越利益剰余金	-----
利益剰余金合計	-----
(5) 自己株式	△-----
(6) 自己株式申込証拠金	-----
株主資本合計	-----

### II 評価・換算差額等

(1) その他有価証券評価差額金	-----
(2) 繰延ヘッジ損益	-----
(3) 土地再評価差額金	-----
評価・換算差額等合計	-----

### III 新株予約権

純資産合計	-----
負債純資産合計	-----

## 記載要領

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目的分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大手会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目的名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目的掲記が「その他」のみである場合においては、科目的記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。

ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。

- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

## 損 益 計 算 書

自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

(会社名) \_\_\_\_\_

I 売 上 高	千円
完成工事高	-----
兼業事業売上高	-----
II 売 上 原 価	-----
完成工事原価	-----
兼業事業売上原価	-----
売上総利益（売上総損失）	-----
完成工事総利益（完成工事総損失）	-----
兼業事業総利益（兼業事業総損失）	-----
III 販売費及び一般管理費	-----
役員報酬	-----
従業員給料手当	-----
退職金	-----
法定福利費	-----
福利厚生費	-----
修繕維持費	-----
事務用品費	-----
通信交通費	-----
動力用水光熱費	-----
調査研究費	-----
広告宣伝費	-----
貸倒引当金繰入額	-----
貸倒損失	-----
交際費	-----
寄付金	-----
地代家賃	-----
減価償却費	-----
開発費償却	-----
租税公課	-----
保険料	-----
雜 費	-----
営業利益（営業損失）	-----

IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	-----	
その他	-----	-----
V 営業外費用		
支払利息	-----	
貸倒引当金繰入額	-----	
貸倒損失	-----	
その他	-----	-----
経常利益（経常損失）		-----
VI 特別利益		
前期損益修正益	-----	
その他	-----	-----
VII 特別損失		
前期損益修正損	-----	
その他	-----	-----
税引前当期純利益（税引前当期純損失）		-----
法人税、住民税及び事業税	-----	
法人税等調整額	-----	
当期純利益（当期純損失）		-----
	-----	-----

#### 記載要領

- 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 勘定科目的分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。  
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大手会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。  
なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益（売上総損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。
- 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。

- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。  
ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 10 特別利益に属する科目的掲記が「その他」のみである場合においては、科目的記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目的記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

(用紙A4)

**完成工事原価報告書**

自 年 月 日  
至 年 月 日

(会社名) \_\_\_\_\_

千円

I 材 料 費	-----
II 労 務 費	-----
(うち労務外注費	)
III 外 注 費	-----
IV 経 費	-----
(うち人件費	)
完成工事原価	_____

## 株主資本等変動計算書

自令和 年月日  
至令和 年月日  
(会社名)

	株主資本										評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	新株式 申込 証拠金	資本 剩 余 金			利 益 剩 余 金			自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算 差額等合 計			
			資本 準備金	その他 資本 剩 余 金	資本 剩 余 金 合 計	利益 準 備 金	積立金	その他 利益 剩 余 金									
当期首残高																	
当期変動額																	
新株の発行																	
剩余金の配当																	
当期純利益																	
自己株式の処分																	
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)																	
当期変動額合計																	
当期末残高									△								

様式第十七号の二 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

注 記 表  
自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

(会社名)

---

注

1 繼続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

2 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

(2) 固定資産の減価償却の方法

(3) 引当金の計上基準

(4) 収益及び費用の計上基準

(5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

(6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項

3 会計方針の変更

4 表示方法の変更

4-2 会計上の見積り

5 会計上の見積りの変更

6 誤謬の訂正

## 7 貸借対照表関係

### (1) 担保に供している資産及び担保付債務

#### ① 担保に供している資産の内容及びその金額

#### ② 担保に係る債務の金額

### (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

受取手形割引高	千円
裏書手形譲渡高	千円

### (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務

### (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

### (5) 親会社株式の各表示区分別の金額

### (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

## 8 損益計算書関係

### (1) 売上高のうち関係会社に対する部分

### (2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高

### (3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額

### (4) 関係会社との営業取引以外の取引高

### (5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

(1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数

(2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数

(3) 剰余金の配当

(4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

(1) 金融商品の状況

(2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

(1) 賃貸等不動産の状況

(2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	科目	期末残高(千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高(千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

17-2 収益認識関係

17-3 国際最低課税額に対する法人税等

18 その他

## 附 屬 明 細 表

令和 年 月 日現在

## 1 完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

相 手 先	金 領
	千円
計	

## 滞留状況

発 生 時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	

## 2 短期貸付金明細表

相 手 先	金 領
	千円
計	

## 3 長期貸付金明細表

相 手 先	金 領
	千円
計	

## 4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

## 5 関係会社有価証券明細表

株式	銘柄	一株の金額	期首残高			当期増加額		当期減少額		期末残高			摘要
			株式数	取得価額	貸借対照表計上額	株式数	金額	株式	金額	株式数	取得価額	貸借対照表計上額	
		千円		千円	千円		千円		千円		千円	千円	
	計												
社債	銘柄	期首残高			当期増加額	当期減少額		期末残高		取得価額	貸借対照表計上額	摘要	
		取得価額	貸借対照表計上額					千円	千円				
		千円	千円		千円			千円	千円		千円		
	計												
その他の有価証券													
	計												

## 6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

## 7 短期借入金明細表

借入先	金額	返済期日	摘要
	千円		千円
計			

## 8 長期借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

## 9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

## 10 保証債務明細表

相手先	金額
	千円
計	

貸 借 対 照 表

令和 年 月 日 現在

商号又は名称 \_\_\_\_\_

資 産 の 部

I 流動資産 千円

現金預金	-----
受取手形	-----
完工工事未収入金	-----
有価証券	-----
未成工事支出金	-----
材料貯蔵品	-----
その他	-----
貸倒引当金	△ -----
流動資産合計	-----

II 固定資産

建物・構築物	-----
機械・運搬具	-----
工具器具・備品	-----
土地	-----
建設仮勘定	-----
破産更生債権等	-----
その他	-----
固定資産合計	-----
資産合計	-----

負債の部

I 流動負債

支払手形	-----
工事未払金	-----
短期借入金	-----
未払金	-----
未成工事受入金	-----
預り金	-----
引当金	-----
その他	-----
流動負債合計	-----

## II 固 定 負 債

長期借入金

その他

固定負債合計

負債合計

-----  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

## 純 資 産 の 部

期首資本金

事業主借勘定

事業主貸勘定

事業主利益

純資産合計

負債純資産合計

-----  
-----  
△-----  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

## 記載要領

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
  - 期首資本金——前期末の資本合計
  - 事業主借勘定——事業主が事業外資金から事業のために借りたもの
  - 事業主貸勘定——事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの
  - 事業主利益（事業主損失）——損益計算書の事業主利益（事業主損失）
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 7 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
- 8 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 9 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。  
ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

## 損益計算書

自 令和 年 月 日  
至 令和 年 月 日

(商号又は名称)

千円

## I 売上高

完成工事高

兼業事業売上高

## II 売上原価

完成工事原価

材料費

労務費

(うち労務外注費)

)

外注費

経 費

兼業事業売上原価

## III 販売費及び一般管理費

従業員給料手当

退職金

法定福利費

福利厚生費

維持修繕費

事務用品費

通信交通費

動力用水光熱費

広告宣伝費

交際費

寄付金

地代家賃

減価償却費

租税公課

保険料

雜 費

営業利益（営業損失）

#### IV 営業外収益

受取利息及び配当金  
その他

-----  
\_\_\_\_\_

#### V 営業外費用

支払利息  
その他

-----  
\_\_\_\_\_

事業主利益（事業主損失）

\_\_\_\_\_

#### 記載要領

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りように記載すること。
- 2 「事業主利益（事業主損失）」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。

## 営業の沿革

創業以後の沿革	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	

建設業の登録及び許可の状況	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	

賞罰	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	

## 記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

# 所屬建設業者団体

### 記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

## 主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通通信銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関

## 記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載する
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。  
(例 ○○銀行○○支店)

## 麥更屆出書

(第一面)

下記のとおり、  
(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名  
(6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人(8)建設業法第7条第2号に規定する建設業所技術者  
建設業法第15条第2号に規定する特定建設業所技術者  
について変更があつたので届出をします。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

届出者\_\_\_\_\_

法 人 番 号  3 6 3   5       10      15

許可年月日

変更の内容が、次の○【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の○【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称 のフリガナ	3	5	10	15	20
	7				
	23	25	30	35	40

は名 4 0 3 5

主たる営業所の所在地市区町村コード     都道府県名 \_\_\_\_\_ 市区町村名 \_\_\_\_\_

連絡先  
所属等 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_  
ファックス番号 \_\_\_\_\_

(第二面)

区	分	項番	8	1	3	大臣 知事 コード	2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更		3. 従たる営業所 の新設		4. 従たる営業所 の廃止	
許可番号	項番	8	2	3		国土交通大臣 知事 コード	許可年月日					
							許可		年		月	

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

（上に四箇目）

土	建	大	左	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	ゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
8	3					10			15						20			25							30			
當業しよう とする建設業	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
変更前	3	5				10			15						20			25							30			

（ 1. 一般 ）  
（ 2. 特定 ）

(従たる営業所)

従たる営業所の 名		フリガナ																							
		3	5	10	15	20	23	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95			
従たる営業所の 所在地市区町村 コ 一 ド		8	5	3	5	10	15	20	23	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	
従たる営業所の 所 在 地		8	6	3	5	10	15	20	23	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	
内 容	郵便番号	8	7	3	5	6	10	15	20	23	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95
	営業しよう とする建設業	8	8	3	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	(1. 一般) (2. 特定)	
	変更前	3	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	30	35	40	45

(従たる営業所)

従たる営業所の 名	フリガナ													
	3	5	10	15	20	8	4	23	25	30	35	40		
従たる営業所の 所在地市区町村 コ 一 ド	8	5	3	5	10	15	20	都道府県名	市区町村名					
	8	6	3	5	10	15	20	23	25	30	35	40		
内 容	従たる営業所の 所在地													
	8	7	3	5	6	10	15	20	都道府県名	市区町村名				
郵便番号	8	8	3	5	6	10	15	20	23	25	30	35	40	
	8	8	3	5	6	10	15	20	都道府県名	市区町村名				
営業しよう とする建設業	電 話 番 号													
	8	8	3	5	6	10	15	20	都道府県名	市区町村名				
変更前	3	5	10	15	20	25	30	35	40	都道府県名	市区町村名			

(従たる営業所)

## 届出書

下記のとおり、  
（1）建設業法第7条第1号に掲げる  
（2）建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号  
（3）営業所技術者等を削除した  
（4）欠格要件に該当するに至つた

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

届出者

記

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準「経営業務の管理責任者等」を満たさなくなった場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日	13	14		年	16		月	18		日
------	----	----	--	---	----	--	---	----	--	---

{ (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準  
(3) 営業所技術者等を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕  
生年月日 13 14 年 16 月 18 日

### 営業所の名称

## 建設工事の種類

元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]  
生年日日

## 営業所の名稱

### 建設工事の種類

氏名   5  3  3   5      10

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕  
生年月日 13 14 年 16 月 18 日

### 営業所の名称

## 建設工事の種類

- (4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至つた場合

### 具体的事由

1000

## 廃業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和 年 月 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 殿

届出者 \_\_\_\_\_

届出の区分  項番 3  
5 4  ( 1. 全部の業種の廃業 )  
( 2. 一部の業種の廃業 )大臣コード  
知事 許可番号  5 5  3  土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解  
国土交通大臣許可 (般-特-) 第  5  10 号  
許可年月日  
令和  11 年  13 月  15 日

## 記

廃止した建設業  5 6  10  15  20  25  30 ( 1. 一般 )  
届出時に許可を受けている建設業  5 7  10  15  20  25  30 ( 2. 特定 )行政庁側記入欄  
整理区分  5 8  3  
決裁年月日  5 9 令和  3 年  5 月  7 日

## 【備考】

廃業等の年月日	令和 年 月 日
廃業等の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 許可に係る建設業者が死亡したため</li> <li>(2) 法人が合併により消滅したため</li> <li>(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため</li> <li>(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため</li> <li>(5) 許可を受けた建設業を廃止したため</li> </ul>

# 変更届出書

令和 年 月 日

許可年月 年 月 日

許可番号 静岡県知事許可 般  
特 第 号

法人番号

静岡県知事様

届出者

電話 < > ( )

郵便番号 ( )

事業年度（第 期 年 月 日から 年 月 日まで）が終  
るので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

1 必ず届け出を要する事項

- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 財務諸表（法人）、貸借対照表及び損益計算書（個人）  
(4) 事業報告書（特例有限会社を除く株式会社のみ） (5) 事業税納税証明書

2 変更のあった場合のみ届出を要する事項

- (1) 使用人数 (2) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 (3) 定款  
(4) 健康保険等の加入状況（従業員数のみ変更の場合）

記載要領

届出事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

# 役員等氏名一覧表

役員等、又は事業主及び支配人は、下記の者で相違ありません。  
また、注1に記載した官公庁への照会を行うことについて承諾します。

申請者 \_\_\_\_\_

許可番号  
(般・特-) 第 \_\_\_\_\_号提出先  県庁  ( ) 土木事務所

行政庁記入欄

受付日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 受付番号 \_\_\_\_\_

●法人の商号にあっては登記上の字を、個人の氏名にあっては住民票上の字を確認し、正確に記載してください（法人の役員等の氏名も含む。）

商 号		記		
役員等の氏名・性別		生年月日	役職名	本籍地
1	フリガナ 男 女	T S H R 年 月 日		
2	フリガナ 男 女	T S H R 年 月 日		
3	フリガナ 男 女	T S H R 年 月 日		
4	フリガナ 男 女	T S H R 年 月 日		
5	フリガナ 男 女	T S H R 年 月 日		
6	フリガナ 男 女	T S H R 年 月 日		
7	フリガナ 男 女	T S H R 年 月 日		
8	フリガナ 男 女	T S H R 年 月 日		

- 注1 この様式は、法第7条第3号及び法第8条各号の審査に係る市町村、地方検察庁及び県警察本部への照会用の様式です。  
静岡県知事許可の新規申請、更新申請又は役員等の変更届の際に作成するものとし、各項目について正確に記入してください。
- 注2 申請者が法人の場合は、役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問等）及び建設業法施行令第3条に規定する使用者を、個人の場合には、事業主及び支配人を記載してください。  
なお、株主等についての記載は不要です。
- 注3 注2に掲げる者（事業主を除く。）の変更届の際は、新たに就任した者のみ記載して下さい。
- 注4 訂正用の捨印及び印鑑による修正は不要です。

## 別とじ用表紙

商号又は名称				受付印
許可番号	静 岡 県 知 事 許 可	般 特	— 第	号

1 申請区分（申請の場合、該当する区分に○を付してください。）

1	新規（純新規・事業継承・法人成）	2	許可換え新規	3	般特新規
4	業種追加	5	更新	6	般特新規+業種追加
7	般特新規+更新	8	業種追加+更新	9	般特新規+業種追加+更新

2 変更事項（変更届の場合、該当する変更事項に○を付けてください。）

1	常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者の変更	2	営業所技術者等（変更・追加・削除）
3	欠格要件に該当したとき	4	令第3条に規定する使用人（新任・退任）
5	商号又は名称	6	営業所の名称・所在地
7	営業所の新設	8	営業所の廃止
9	営業所の業種追加	10	営業所の業種廃止
11	資本金額	12	役員等の変更（新任・代表者の変更・氏名の変更・退任）
13	個人事業主又は支配人の氏名（改姓等）	14	支配人（令第3条に規定する使用人）（新任・退任）
15	毎事業年度を経過したとき	16	営業所の電話番号及びFAX番号

3 書類名（提出する書類に○を付けてください。）

No	様式番号	書類名
1	様式第7号※	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書
2	様式第7号別紙	常勤役員等の略歴書
3	様式第7号の2※	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（第1面～第4面）
4	様式第7号の2別紙1	常勤役員等の略歴書
5	様式第7号の2別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書
6	様式第8号※	営業所技術者等証明書（新規・変更）
7		卒業証明書・資格証明書・監理技術者資格者証
8	様式第9号	実務経験証明書
9	様式第10号	指導監督的実務経験証明書
10	様式第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書
11	様式第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書
12	様式第14号	株主（出資者）調書
13	様式第22号の3※	届出書
14	様式第22号の4※	廃業届
15		登記事項証明書
16		納税証明書

注 様式番号欄に※の付されたものは黄色の紙を使用してください。